

# 国土利用計画法の啓発強化月間です

土地の取り引きは、国土利用計画法によって、一定面積以上の場合、あらかじめ知事に届け出なければならぬことになっていました。一定面積とは

- (1)市街化区域 二平方メートル以上
- (2)(1)以外の都市計画区域 五千平方メートル以上
- (3)都市計画区域以外の区域 一万平方メートル以上

土地の取り引きとは

- (1)売買
- (2)共有持ち分の譲渡
- (3)営業譲渡
- (4)譲渡担保
- (5)代物弁済
- (6)交換
- (7)予約完結権、買戻し権等の譲渡
- (8)地上権、貸借権の設定譲渡

高知県では、小規模企業共済制度に加入している方のために、事業資金の貸し付け（小規模企業共済預託融資制度）を実施しています。

借入れの際に必要な書類等  
 小規模企業共済手帳等、掛け金払い込み状況を証明できる書類。  
 借入れ申し込みの窓口  
 各商工会議所、各商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、四国銀行、高知相互銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、信用保証協会。

※詳しいことは市企画財政課、または県都市計画課までお問い合わせください。

## 小規模企業共済制度 加入者に融資のご案内

高知県では、小規模企業共済制度に加入している方のために、事業資金の貸し付け（小規模企業共済預託融資制度）を実施しています。

借し付けを受けられる方  
 小規模企業共済制度の加入者で、掛け金を十二カ月以上払い込んでいます方。

貸付条件  
 貸付限度額 一百万円  
 貸付金の使途 運転資金または設備資金  
 貸付利率（年利） 一年定期預金金利プラス一〇パーセント以内  
 貸付期間 四年以内  
 返済方法 原則として割賦返済  
 担保及び保証人 信用保証協会

借入れの際に必要な書類等  
 小規模企業共済手帳等、掛け金払い込み状況を証明できる書類。  
 借入れ申し込みの窓口  
 各商工会議所、各商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、四国銀行、高知相互銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、信用保証協会。

※お問い合わせは高知県商工労働部工業課（☎1111）まで。

## 図書館だより

### 新刊案内

二般図書

隣の女（向田邦子）▼感傷旅行（田辺聖子）▼女の幸福（平岩弓枝）▼山岡鉄舟（上下）（南條範夫）▼教え子物語（三好京三）▼星々の悲しみ（宮本輝）▼裸足（木崎さと子）▼冬の湖（藤沢周平）▼その細き道（高樹のぶ子）▼岬（中上健次）▼運命の八分休符（連城三紀彦）▼はいすく〜る落書（多賀たかこ）▼女形一代（内地文子）▼森陽外・母の日記（山崎同紀）

▼清福夫の息子（T・S・ピライ）▼誰にでもできる野菜の自然栽培（古賀綱行）▼土佐おどけ者列伝（市原麟一郎）▼土佐の葉草（木戸慎蔵）▼ザ・高知（谷川利一）▼土佐の俳句（里見義裕）▼「待ち」の子育て（山田桂子）▼深夜特急（沢木耕太郎）▼衛生害虫と衣食住の害虫（安富和男）▼気切健康法（星野稔）▼娘と私ただ今のご意見（佐藤愛子）▼野草検査図鑑1-8（本間三郎）

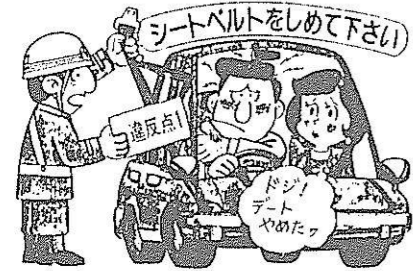
【児童図書】  
 サリーのこけももつみ（ロバート・マックロスキー）▼てんとうむしのテン（得田之久）▼くんちやんのだいりょうこう（ドロシー・マリノ）▼貝がらのずかん（奥谷

第26回市展  
 11月16日(日)~24日(月)  
 市民体育館

## 習慣にしよう シートベルト

どんな場合に違反点がつくか  
 昭和61年11月1日から

- 全ての道路で
- 運転車がシートベルトを着用しないで運転した場合
  - 助手席同乗者にシートベルトを着用させないで運転した場合
- 運転者に違反点1点がつきます



## 来年度 小学校へ入学される方へ

昭和五十五年四月二日から同五十六年四月一日までに生まれた児童は、来年度四月に小学校一年生となります。係では、できる限りの調査をし、入学対象者に通知しました。

もし、通知の届いていない方がありましたらお手数ですが、係までご連絡ください。

連絡先：市教育委員会学校教育課  
 ☎2111 内線313  
 316

## 郵便局から

### 犬はつないでください

郵便局では現在「犬害防止運動」を実施しています。これは、郵便局員が安心して集配作業に従事できるように、犬による被害の防止を図るための運動です。犬は必ずつないでください。これは、郵便局員が安心して集配作業に従事できるように、犬による被害の防止を図るための運動です。犬は必ずつないでください。

### 大正5年10月生まれの方

老人医療受給手続きを  
 大正5年10月生まれの方は、今月から「老人医療受給資格」ができましたので、必ず、医療受給証と印章を持って、市民課給付係まで手続きにおいでください。

## 11月は 雇用保険 不正受給防止 啓発月間

### 受けて安心 電気の調査

雇用保険の失業給付は、失業した労働者の生活の安定を図り再就職を促進することを目的としています。ところが「一部に偽りの申告」をして失業給付金を不正に受給する者が絶えず、社会的公正を欠くとともに保険財政にも悪影響を及ぼしています。

雇用保険制度を正しく運用するため、労働省では不正受給の防止と摘発に全国の公共職業安定所を挙げて取り組み、失業給付金を正しく受給する運動をしています。

不正に受給した金額は直ちに納めないと延滞金がかかり、返納を怠ると財産の差し押さえが行われることがあります。また詐欺罪などにより処罰されることもありま

ご家庭、商店、工場などの電気設備の調査は、四国電力に代わって財団法人四国電気保安協会が二年に一回無料で実施しています。当協会の調査技師がお伺いしたとき、電気について心配な点や疑問の箇所がありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

なお、新しい電気機器を買ったり部屋の模様替えのときには、安全かどうか調べてみる必要があります。

【財団法人四国電気保安協会】

